

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成15年2月 第2回訂正分)

オンキヨー株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格およびブックビルディング方式による売出しにおける売
出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成15年2月14日に近畿財務
局長に提出し、平成15年2月15日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成15年1月20日付をもって提出した有価証券届出書および平成15年2月4日付をもって提出した有価証券届出
書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集500,000株の募集の条件およびブックビル
ディング方式による売出し2,053,000株(引受人の買取引受による売出し1,720,000株、オーバーアロットメントに
よる売出し333,000株)の売出しの条件ならびにその他この募集および売出しに関し必要な事項が、ブックビルディ
ングの結果、平成15年2月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届
出書を提出いたしました。これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所および文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には~~~~~を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

< 欄外注記の訂正 >

(注1) 本募集ならびに「第2 売出要項 1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」および「第2 売出要項
2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出し(以下、「引受
人の買取引受による売出し」という。)に当たっては、その需要状況を勘案した結果、本募集ならびに引受
人の買取引受による売出しとは別に野村證券株式会社が当社株主である大脳直人および大脳時久より賃借
する当社普通株式333,000株の売出し(以下、「オーバーアロットメント(募集または売出しに係る有価証券
について、当該募集または売出しの予定数量のほか同一条件で追加的に売出しを行うこと。)による売出
し」という。)を行います。

2. 募集の方法

平成15年2月13日に決定された引受価額(987円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発
行価格1,050円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格
の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、日本証券業協会(以下「協会」という。)の公正慣習規則第1号(以下「規則」という。)第7条第1
項第1号の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売価格
に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をい
う。)により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

(注3) 本募集における発行価格の総額は525,000,000円となります。

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の数値の訂正 >

- 「発行価格」の欄：「未定(注1)」を「1,050円」に訂正。
「引受価額」の欄：「未定(注1)」を「987円」に訂正。
「申込証拠金」の欄：「未定(注2)」を「1株につき1,050円」に訂正。
「摘要」の欄：

3. 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき987円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、下記の(注1)を参照下さい。
7. 販売に当たりましては、協会の規則で定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。
需要申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

< 欄外注記の訂正 >

- (注1) 発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(900円~1,050円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
申告された需要件数が多数にわたっていたこと。
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
従いまして、発行価格等は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価、店頭登録日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,050円と決定いたしました。
なお、引受価額は987円と決定いたしました。
- (注2) 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,050円)と平成15年2月4日に公告した発行価額(765円)および平成15年2月13日に決定した引受価額(987円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- (注3) 新株式に対する配当起算日は、平成14年10月1日といたします。
摘要欄中7.の全文削除および8.の番号変更、(注2)、(注3)の全文削除および(注4)、(注5)の番号変更

4. 株式の引受け

< 欄内の記載の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成15年2月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき987円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき63円)の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 上記引受人と平成15年2月13日に元引受契約を締結いたしました。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額」の欄：「458,250,000円」を「493,500,000円」に訂正。
「差引手取概算額」の欄：「433,250,000円」を「468,500,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
(注2) 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。
(注1)の全文削除および(注2)、(注3)の番号変更

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額468,500千円については、全額を生産子会社に対する投融資(金型等の設備投資用資金)に充当する予定であります。

第2 売出要項

1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

平成15年2月13日に決定された引受価額(987円)にて引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,050円)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)における売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「1,677,000,000円」を「1,806,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「1,677,000,000円」を「1,806,000,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注1) 「第1 募集要項」に記載の募集ならびに引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案した結果、「第1 募集要項」に記載の募集ならびに引受人の買取引受による売出しとは別に野村證券株式会社が当社株主である大脳直人および大脳時久より賃借する当社普通株式333,000株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(注2) 本売出しに関連して、当社の株主である大脳直人、テクノエイト(株)、(株)ティーエムエフ、日本アジア投資(株)、(株)ジャフコ、以下68人(合計6,684,000株)は、ロックアップ期間において主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式またはそれと同種類の有価証券の売却等を行わないことに同意しています。なお、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除またはロックアップ期間を短縮できる権限を有しています。

(注3)、(注4)の全文削除

2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定(注1)」を「1,050円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注1)」を「987円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注1)」を「1株につき1,050円」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社の本店および全国各支店

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注2)」を「(注2)」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注1) 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。

(注2) 元引受契約の内容

各証券会社の引受株数	野村証券株式会社	939,000株
	東海東京証券株式会社	333,000株
	UFJつばさ証券株式会社	111,000株
	新光証券株式会社	67,000株
	みずほ証券株式会社	45,000株
	三菱証券株式会社	45,000株
	明光ナショナル証券株式会社	45,000株
	高木証券株式会社	45,000株
	いちよし証券株式会社	45,000株
	オリックス証券株式会社	45,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき63円)の総額は引受人の手取金となります。

(注3) 上記引受人と平成15年2月13日に元引受契約を締結いたしました。

(注4) 引受人は、上記売出株式のうち44,000株については、全国の証券会社に委託販売いたします。

3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「324,675,000円(注3)」を「349,650,000円」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「324,675,000円」を「349,650,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注1) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項 1. 新規発行株式、2. 募集の方法および3. 募集の条件」に記載の募集ならびに本要項「1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」および「2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
- (注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である大脳直人および大脳時久から賃借する株式であります。これに関連して、本要項「1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)(注1)」記載のように、野村證券株式会社は、333,000株を上限として当社株主より追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成15年2月25日(火)から平成15年3月20日(木)までを行使期間として当社株主である大脳直人および大脳時久から付与されております。また、野村證券株式会社は、平成15年2月25日から平成15年3月17日までの間、付与されたグリーンシュエーションの株式数を上限とし当社株主である大脳直人および大脳時久から賃借する株式の返却を目的として、協会が開設する店頭売買有価証券市場において当社普通株式の買付けを行う(以下「シンジケートカバー取引」という。)場合があります。なお、野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。またシンジケートカバー取引期間内においても野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注3)の全文削除

4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

(2) ブックビルディング方式

< 欄内数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定(注1)」を「1,050円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注1)」を「1株につき1,050円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 上記売出価格および申込証拠金については、前記「2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格および申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

(注1)の番号および(注2)の全文削除